

爆発性ガスを扱う環境でも安心してお使いいただける

RU226A-ST/RU316A-ST 防爆防水携帯無線機



防水



- ・RU226A-ST:150MHz帯(142~162.0375MHz)
- ・RU316A-ST:400MHz帯(350~470MHz)

特長

防爆携帯無線機とは

- 防爆携帯無線機は、爆発性ガスを扱う環境でも安心してお使いいただける、厚生労働省の本質安全防爆検定の危険場所「ゾーン0」※(ia2G3)に合格した各種業務用無線機で移動局、携帯局として各種通信ができる無線機です。

※：危険場所「ゾーン0」とは、爆発性雰囲気通常在りにおいて連続して又は長時間にわたって、若しくは頻繁に存在する場所をいう。

本質安全防爆構造とは

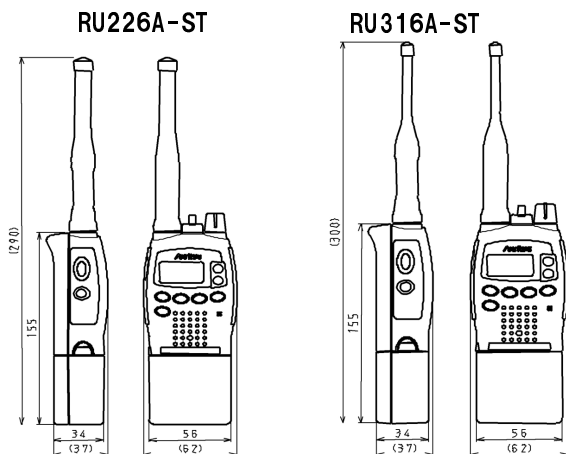
- 正常時及び事故時に発生する電気火花、または、高温部により爆発性ガスに点火し得ないことが、公的機関において火花試験その他によって確認された構造です。

(産業安全研究所技術指針の工場電気設備防爆指針「ガス蒸気防爆2006」より)

防水・堅牢構造 小型・軽量

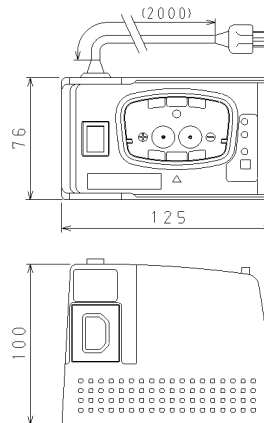
- 衝撃に強い樹脂ケースを使用し、ハードな業務にも安心して使える堅牢構造。
- 雨中でも安心して使える JIS-C0920保護等級8級(最上部1mの水中に60分間沈めた後正常に動作)に基づく防水構造。
- 使用する場所に合わせて、150MHz帯(RU226A-ST)、400MHz帯(RU316A-ST)の2種類を用意。
- 420gと小型・軽量。手にフィットする持ちやすい形。

● 外形寸法・質量



質量約420g(ソフトケース取納)

1台口充電器RP511B



質量約580g

● 標準構成

本体	1
アンテナ	1
現用電池パック RP808B	1
ソフトケース	1
肩掛けベルト	1
取扱説明書	1

● オプション



1台口充電器 RP511B



スピーカマイクロホン RV15A



イヤホン RV19A

● 仕様

形名	RU226A-ST(150MHz帯)	RU316A-ST(400MHz帯)
厚生労働省 防爆構造電気機械器具型式検定合格番号	第T64577号	第T64578号 第T64579号
総務省 認証番号	001FBA1090	001FAA1131
周波数	142~162.0375 MHz	350~470 MHz
電波型式	F3E、F2D	
装備チャンネル	最大99	
送信出力	1W	
受信感度	2μV以下	
トーンスケルチ	総合通信局の指示により組込み可能	
電源	6V(Ni-MH 650mAh)	
使用時間	送信1:受信1:待受8の割合で連続5時間以上	
動作周囲温度	-10~+50℃	
構造	防爆	本質安全防爆構造 ia2G3
	防水	JIS-C0920保護等級8級相当 防水構造
寸法・質量	56(W)×155(H)×34(D)mm(突起物を除く手持ち部分の寸法)・420g	

お見積り、ご注文、修理などのお問合せは下記まで。記載事項はおことわりなしに変更することがあります。

Anritsu

アンリツ株式会社 <http://www.anritsu.co.jp/>

本社:TEL 046-223-1111 〒243-8555 神奈川県厚木市恩名5-1-1

ネットワーク営業本部

第1営業部	TEL 046-296-1205	〒 243-0016	神奈川県厚木市田村町8-5
第2営業部	03-5320-3565	243-0016	新宿区西新宿6-14-1 新宿グリーンタワービル
第3営業部	03-5320-3551	243-0016	新宿区西新宿6-14-1 新宿グリーンタワービル
北海道支店	011-231-6228	060-0042	札幌市中央区大通西5-8 昭和ビル
東北支店	022-266-6132	980-0811	仙台市青葉区一番町2-3-20 第3日本オフィスビル
東京支店	03-5320-3559	160-0023	新宿区西新宿6-14-1 新宿グリーンタワービル
中部支店	052-582-7281	450-0002	名古屋市中村区名駅3-20-1 サンシャイン名駅ビル
関西支店	06-6338-2900	564-0063	大阪府吹田市江坂町1-23-101 大同生命江坂ビル
中国支店	082-263-8501	732-0052	広島市東区光町1-10-19 日本生命光町ビル
九州支店	092-471-7655	812-0004	福岡市博多区榎田1-8-28 ツインスクエア

▲安全に関するご注意

- ご使用の際は取扱説明書をよくお読み下さい。
- 火災、感電などの事故や故障を避けるため温度、湿度、電源電圧は決められた範囲でお使い下さい。

■本製品を国外に持ち出すときは、外国為替および外国貿易法の規定により、日本国政府の輸出許可または役務取引許可が必要となる場合があります。また、米国の輸出管理規則により、日本からの再輸出には米国商務省の許可が必要となる場合がありますので、必ず弊社の営業担当までご連絡ください。